

いしかれん だより

第35号

2004. 8

石川県精神障害者
家族会連合会
〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目6番地
石川県こころの健康センター内
TEL (076) 238-5761
FAX (076) 238-5762

会長就任にあたり一言

石家連会長 梶 義 伸

この度、強腕投手であった前西出会長の後を継ぎ、会長を引き受けることになりました。微力ながら自分の持てる味で前向きに皆さんと共に歩んで行きたいと考えております。よろしくお願いします。

そこで私は3つの目標をかかげました。

1. いしかれん家族会の自主性を高め、情報発信の拠点に

幸い石川県こころの健康センター清田所長の温かいご理解で、1階左奥プレイルームの一部を家族会でお借りすることができ、そこにいしかれんの書類棚等を設置し文章の発送、受付、情報の集約を行う。当面、毎週月曜日に常務理事が詰めております。軌道にのってきたら次の展開をみんなで話し合いながら進めて行きたいと考えております。

2. いしかれん家族会にも健康上 憩いの場

家族は病気の性質上、他人に語れない深い悩みを抱え、その心労は大変なものです。同じ立場で対等で話ができ、ストレス解消、心の健康をと考えております。

その意味で、今年は県内2地区に分けて、能登地区は9月1日和倉温泉美湾荘で、9月9日金沢・加賀地区では川北温泉ふれあい健康センターにおいて、午前10時より看護大学北岡先生の「円滑なコミュニケーションのとりかた」のお話と実技をしていただきます。午後には楽しい昼食と憩いの時間を設けました。ユニークな研修会におそろいで参加を期待しています。

3. いしかれん家族会の会員増を

ここ10年程、会員数は360人前後と変わっていません。他県は病院家族会が多く参加されています。石川県の病院家族会は一か所だけです。そこで、今後は福祉施設・病院家族会・家族教室の方々に、入会のご案内を計画的に実施していきたいと考えております。幸い今年の総会より、七尾の七尾更生園家族会の方10名に入会していただきました。このことは大変意義あることで、これを励みにみんなで頑張っていきたいです。

ご支援よろしくお願いいたします。



これからの家族会活動について

(財)石神紀年医学研究所 精神保健福祉事業部 代表 石 神 文 子

◇長い年月全家連活動は多くの成果を生み出しています。

- ① 保護義務者から保護者になった。家族の負担は軽くなったかに見えますが、医療にかからせる義務は今も法律に書かれています。消えていません。ご家族の頭の上に石臼が乗っているような感じは消えないですね。
- ② 精神障害者がやっと福祉の対象になった。
- ③ 精神保健福祉士の制度ができ、有資格者が増えつつある。
- ④ 市町村業務に移管がはじまり、独自の施策ができるようになったということです。
- ⑤ ホームヘルパー制度の実施
- ⑥ 当事者の社会参加の道を作った。これは家族会がとりくんだ仕事の中では非常に大きいと思います。厚生労働省が現在、医療・啓発・社会参加の3つの検討会をしています。

当事者は自分の問題ですから、絶対ひかない。ある意味ご家族よりも強いですね。いままでは、全家連がやってこられたことなんです。いまは見事に当事者がやっています。3つの検討会で大活躍しているのが、外ならぬ当事者の委員です。

◇家族の役割、家族会の役割

* 家族が統合失調症の原因ではない。しかし、家族は病気の経過に影響を与える。だから病気について知る。症状がよくなったり悪くなったりで、はらはらする。当然ですけど、その前にしっかり病気のことを知る。相手は息子さんとか、娘さんではないのです。病気なのです。



* 家族会活動で大切なことは、市民としての地域福祉への参加というふうに考えて頂きたい。

自分の子供のためだけにやっているのではないのです。堂々と「ボランティアやっています。」と言ってくださいよ。家族会活動そのものがボランティアでしょ。従って家族会がやるのが全部、市民福祉なんだということ。従って他障害者と手を結ぶことが大事です。

福祉の先輩は身体障害者であり、知的障害者です。彼らに学んでいく。一緒になることが行政を動かす大きな力になるということです。

(2004. 6. 15 総会後の講演会記録から抜粋)



「障害者基本法」の改正が成立 新しい常識を提案

16. 5. 28 参議院本会議可決成立

16. 6. 4 施行(一部を除いて)

今回は、改正であるがまったく新しい法律に生まれ変わったものです。注目点は、始めに差別禁止を基本理念にはっきりと、第1章「総則」に明記したところ です。

今回の「基本法」には当たり前のことを書いてあると思われますが、1981年の国際障害者年と、それに続く「国連・障害者の10年」が終った頃から今回の改正に至るまで、我国では障害者への差別が当事者、家族にとって重くのしかかっていた ました。

今回の基本法は、新しい常識を提案したと思います。それが、本物の常識になるかを見てい かななくては いけない と思います。

主 な 改 正 点

① 基本理念－差別禁止

何人も障害者に対して障害を理由として差別することその他の権利を侵害する行為をしてはならないと規定した。

② 国及び地方公共団体の責務

障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進することを明記している。

③ 国民の責務

社会連帯の理念に基づき、差別されることなく、社会、経済、文化あらゆる分野の活動に参加できる社会の実現へ努めなければならない。

④ 自立への努力→削除

障害者自身とその家族に対して規定されていた努力義務の条を削除した。

⑤ 障害者週間の設置

「障害者の日」(12月9日)を「障害者週間」(12月3日から9日まで)に改める。

⑥ 障害者基本計画等(努力から義務へ)

都道府県と市町村のすべてに地方障害者計画の策定を義務付けた。

又、「中央障害者施策推進協議会」を創設。この会のメンバーの過半数を障害を持つ当事者という声を受けて数は決めてないがその趣旨が盛り込まれている。

⑦ 地域の作業活動の場等への助成

小規模作業所等を法的に認知し、就労支援の新たな施策を講じなければならないとしている。

(参考図書：すべての人の社会6、ながのかれん第371号)

石家連入会のご挨拶

七尾更正園家族会 会長 中 田 勉

今年6月に石家連に加入させて頂きました七尾更生園家族会です。

私たちは救護施設の家族会ですが、精神障害者だけでなく知的障害者やその他の家族も入会しています。

我々障害者の家族は、どうしても引き籠りがちになり社会から一步引いてしまいます。

その為、当事者が入所してしまうと家族がその関係を遠ざけようとします。これを何とかして改善したいと思い、家族会役員が家庭訪問を行い入所者と疎遠にならないようにし

たいと思っています。又、他の家族会の活動と様子も見聞きして活動の参考にできればと思っています。

私たちの障害者は他の身体障害者と比較して社会の認知が遅れていると思います。

私たち家族会が手をつなぎ合って少しでも輪を広げ、精神、知的そしてその他の障害者も決して特別でないことを、皆さんと共に社会に発信していきたいと思しますので、宜しくお願いいたします。

救護施設とは

救護施設は、身体や精神が著しい障害のため、自分の力では家庭生活や単身生活ができない人が入所できる「生活保護法」にもとづく施設です。

石川県では、

- 七尾更正園（七尾市中挾町い12）
 - 三谷の里ときわ苑（金沢市高坂町ト1）
 - 三陽ホーム（金沢市三口新町1丁目8-1）
- があります。

自立への道

石家連常務理事 大 竹 智 之

障害者とその家族は統合失調症という病気を「恥じる、嫌う」生活から「受けとめる」生活への転換が必要だと考えています。それは病気を「恥じる、隠す必要なし」ということです。そのためには病気を正しく理解することが求められています。家族会や研修会等に参加して「聞く」ことから始めましょう。

「聞く」ことは「愛」だと思います。

地域社会では障害者を支援する多くの人達が活動していることを忘れないで欲しいですね。私達も生き生きしてこれに^{こた}えたいと思います。



「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(略して心神喪失者等医療観察法)

・厚生労働省精神保健福祉対策本部中間報告、
「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」池原毅和著
より抜粋

2003年7月16日「心神喪失者等医療観察法」が公布された。この法律は池田小学校事件以降、触法精神障害者対策の必要性が唱えられ、急速に法制定された法律である。

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定するための手続き等を定めるものである。

この法律の対象になるのは、心神喪失（自分が行っていることの善悪が判断できず、あるいは、善悪の判断に従って自分の行動をコントロール出来ない状態）または、心神耗弱（善悪の判断あるいは行動のコントロールの力が弱っている状態）の状態、殺人、傷害、強盗、強姦、強制わいせつ、放火あるいはこれらの罪の未遂を行ってしまい、検察官がそ

の者を不起訴にしたり、裁判の結果無罪になったり、執行猶予になった場合に、この法律の対象者になることになる。

対象者としては、統合失調症や躁鬱病などの精神障害のほか、知的障害やてんかん、自閉症、脳器質障害、アルコール等薬物の中毒性障害、人格障害など、さまざまな障害をもつ人が対象となる可能性がある。

精神障害のある人は、204万人と言われるが、その中で自傷他害の危険性があるということで措置入院になっている人が3500人程度、重大な犯罪を行う人は数百人に過ぎない。犯罪にかかわる精神障害の人は、精神障害者の全体の0.1%にも到底及ばないほどの小さな可能性である。こうした法律が、精神障害者は危険であるという誤解や偏見を強めることのないよう市民を啓蒙していく必要がある。

こころの健康センターの1階畳の間プレイルームに、石家連のコーナーができました。書棚、キッチンキャビネットなども置かせていただきました。

石家連が自立するための一歩として、センターの皆様のご厚意で、今春から始めました。当分の間、毎月曜日には常務理事の誰かが詰めています。

月曜とは限らず、是非一度覗いてみてください。そして、会員みなで相談や打ち合わせ、ちょっと一休みにと、有効に利用して行きましょう。

ちょっと来てみて!



お知らせ

石家連研修会 「円滑なコミュニケーションのとり方」

～聞いて、話して、率直に～

講師：石川県立看護大学 北岡和代先生

能登地方

日時：9月1日(水)
午前10時から午後3時まで
場所：和倉温泉 美湾荘
内容：研修会と憩い
会費：3,000円

加賀地方

日時：9月9日(木)
午前10時から午後3時まで
場所：川北町ふれあい健康センター
内容：研修会（川北町文化センター）
憩い（川北町ふれあい健康センター）
会費：2,000円

このユニークな研修会に参加して学び、楽しみましょう

NPO 全国精神障害者 団体連合会全国大会

福岡大会

9月3日(金)・9月4日(土)

ひとりじゃなかったin九州
福岡国際会議場

全家連全国大会

東京大会

2005年2月24日(木)
25日(金)

東京厚生年金会館

石川県障害者ふれあい フェスティバル

9月12日(日)

10:00～16:00

県産業展示館 4号館

おねがい

今年の夏の豪雨で、福井県、新潟県の両県連家族会の会員さんの中には、災害に遭われた方も多いことと推測されます。両県とも北信越ブロックの家族会の仲間ですので、この災害も人ごととは思えません。そこで、石家連のみなさまから、義援金を集め、ささやかなお見舞いの気持ちを両県連合会に届けたいと考えております。各家族会の会長さんからお話がありましたら、どうぞ、ご協力をおねがいたします。(石家連常務理事会)

編集後記

- ・今号の巻頭を梶会長の意気込みで飾ることができました。中でも「家族会の会員増を」というところは考えさせられます。手帳をもらっている方は増えているのに会員が増えない——。これってどういうこと？これから議論して、とりくんでいきたい課題です。(浦田)
- ・石神先生の講演の中で「社会復帰の考え方」という部分は紙面の都合上、今回は載せることが出来ませんでした。なる程と考えさせられるお話でしたので次号では是非載せて、皆様と一緒に考えていきたいと思っております。(紺谷)
- ・家族会員自らの体験や思いなどたくさんの方からの投稿をお待ちしています。尚「いしかれんだより」へのご意見や感想など聞かせていただければ嬉しく思います。(大竹)
- ・「毎日、暑いですね」「少し雨がほしいですね」が挨拶になった今年の夏。しかし、精神保健については「障害者基本法」の改正、「心身喪失者等医療観察法」など、目の離せない夏でした。一人のつぶやきは、小さいですが、これからも「本物の常識」になるか、皆さん協力して見守っていきましょう。(木村)